

現在、政府に設置されている 経済関係会議について

現在の政府に設置されている経済関係会議について

経済財政諮問会議

- 経済財政運営全般に関する司令塔として『基本設計』を行う。
 - ・ 経済全般の運営の基本方針
 - ・ 財政運営の基本方針
 - ・ 予算編成の基本方針
 - ・ その他の経済財政政策に関する重要事項

日本経済再生本部

- 日本経済再生の司令塔として『実施設計』を行い、政策を具体化。
 - 円高・デフレから脱却し、強い経済を取り戻すため、必要な経済対策の実施・成長戦略の実現を目的とする。

連携

産業競争力会議

- 産業の競争力強化や、国際展開に向けた成長戦略の具体化推進について調査審議。

若者・女性活躍推進フォーラム

- 若者・女性等の雇用問題について検討。

連携

その他の会議

社会保障国民会議

規制改革会議

連携

経済財政諮問会議について

1 性格

経済財政政策に関する重要事項について、有識者等の優れた識見や知識を活用しつつ、内閣総理大臣のリーダーシップを十全に発揮することを目的として、内閣府に設置された合議制機関。

2 構成員

- (1) 人数を、議長（内閣総理大臣）及び10名の議員、計11名以内に限定。
- (2) 内閣官房長官、経済財政政策担当大臣以外の議員は法定せず。
- (3) 民間有識者の人数を、議員数の4割以上確保することを法定。
- (4) 上記「議員」の他に、議案を限って、他の国務大臣を、「臨時議員」として、会議に参加させることができる。

3 所掌事務

- (1) 内閣総理大臣の諮問に応じて、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項についての調査審議
- (2) 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、国土形成計画法に規定する全国計画その他の経済財政政策に関連する重要事項について、経済全般の見地から政策の一貫性・整合性を確保するための調査審議
- (3) 上記(1)(2)について、内閣総理大臣等に意見を述べること

4 事務局機能

- (1) 内閣府の内部部局のうち、経済財政政策に関する総合調整を担当する政策統括官部門が、事務局機能を担う。
- (2) 同部門には、行政組織の内外から人材を登用する。
- (3) 経済財政諮問会議が有効に機能するため、内閣府と内閣官房の連携を図る。

日本経済再生本部の設置について

〔平成 24 年 12 月 26 日〕
閣 議 決 定

1. 我が国経済の再生に向けて、経済財政諮問会議との連携の下、円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため、政府一体となって、必要な経済対策を講じるとともに成長戦略を実現することを目的として、内閣に、これらの企画及び立案並びに総合調整を担う司令塔となる日本経済再生本部（以下「本部」という。）を設置する。

2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本 部 長 内閣総理大臣

本部長代理 副総理

副 本 部 長 経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣官房長官

本 部 員 他の全ての国務大臣

3. 本部の庶務は、内閣府の助けを得て、内閣官房において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

産業競争力会議の開催について

〔平成 25 年 1 月 8 日〕
日本経済再生本部決定

1. 日本経済再生本部の下、我が国産業の競争力強化や国際展開に向けた成長戦略の具現化と推進について調査審議するため、産業競争力会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣総理大臣

議長代理 副総理

副 議 長 経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、
内閣官房長官、経済産業大臣

構 成 員 内閣総理大臣が指名する国務大臣並びに産業競争力の強化及び国際展開戦略に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が指名する者

3. 会議の庶務は、経済産業省等関係行政機関の協力を得て、日本経済再生総合事務局において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。